

定期予防接種を県外等の医療機関で受けられる方へ

立 科 町

- 1、 立科町が契約する予防接種実施機関以外で実施した定期予防接種の費用を受け取ることができます。(費用は一旦医療機関でお支払いいただき、手続きが済み次第、指定口座に振り込まれます。)
- 2、 対象者は、町内に住所を有する方で、定期予防接種の対象となっている方です。
- 3、 町が申請者に支払う予防接種費用額は、立科町が契約する予防接種実施機関との契約単価を上限とします。(年度ごとに異なります。)
- 4、 手続きの流れ

①予防接種を受ける前に「様式第1号 予防接種依頼書交付申請書」を役場町民課に提出する。(希望する予防接種と医療機関名等を記入)

⇒その後、「予防接種依頼書」を立科町が医療機関宛に発行する。

② 予防接種の実施

(母子健康手帳を持参。費用は一旦窓口で全額お支払ください。)

③予防接種を受けた後に、「様式第3号 予防接種費用償還払申請書兼請求書」を予診票と領収書を添付して役場町民課へ申請する。

⇒その後、町から接種費用が指定した口座に振り込まれる。

お問い合わせ先：

立科町役場町民課保健福祉係

〒384-2305 立科町大字芦田 2532

電話 0267-88-8407 FAX0267-56-2310